

施設定期検査申請内容の変更について

廃炉発官R1第211号

令和2年 2月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

令和元年7月5日付け廃炉発官R1第50号をもって申請し令和元年12月25日付け廃炉発官R1第177号をもって変更した施設定期検査申請書の記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第34条第3項の規定により、次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 東京電力ホールディングス株式会社 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目 1番3号 代表者の氏名 小早川 智明
発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 福島第一原子力発電所 所在地 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号	別紙のとおり
施設定期検査を受けようとする期日	自：令和元年 8月 7日 至：令和2年 2月28日

変更理由

- 以下設備において、循環ポンプケーシング取替え工事後の系統確認のため工程調整が必要となり、「施設定期検査を受けようとする期日」を未定としていたが、工程が確定したことから変更する。

「2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設」のうち、多核種除去設備

注) 下線は、変更箇所を示す。

第 6 回施設定期検査に関する放射線管理説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

構内 : 管理対象区域

免震重要棟 : 非管理区域

第 6 回施設定期検査工程表

項目	年月	令和 元年					令和 2年	
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
第6回 施設定期検査		▼開始						終了▼
		—————						

注) 下線は, 変更箇所を示す。

章	発電用原子炉施設の種類	実施計画変更認可	施設番号						
			1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	共用
2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	原規規発第1807067号 平成30年7月6日	○	○	○	—	—	—	○
2.2	原子炉格納容器内窒素封入設備	原規規発第1807312号 平成30年7月31日	○（共通）			—	—	—	—
2.3	使用済燃料プール設備	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	○	○	○	○	—	—	—
2.4	原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備	原規規発第1308142号 平成25年8月14日	○（共通）			—	—	—	—
2.5	汚染水処理設備等	原規規発第1902224号 平成31年2月22日	○	○	○	○	—	—	○
2.6	滞留水を貯留している（滞留している場合を含む）建屋	原規規発第1904126号 平成31年4月12日	○	○	○	○	—	—	○
2.7	電気系統設備	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	—	—	—	—	—	—	○
2.8	原子炉格納容器ガス管理設備	原規規発第1904126号 平成31年4月12日	○	○	○	—	—	—	—
2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	○	○	○	—	—	—	—
2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	原規規発第1907026号 令和元年7月2日	—	—	○	— （※2）	—	—	—
2.12	使用済燃料共用プール設備	原規規発第19040812号 平成31年4月8日	—	—	—	—	—	—	○
2.13	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	—	—	—	—	—	—	○
2.14	監視室・制御室	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	○（共通）			—	—	—	○
2.15	放射線管理関係設備等	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	○	○	○	○	—	—	○
2.16	放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設	原規規発第1902224号 平成31年2月22日	—	—	—	—	—	—	○
2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設	原規規発第1902271号 平成31年2月27日	—	—	—	—	—	—	○
2.20	5・6号機 原子炉格納施設	原規福発第1308142号 平成25年8月14日	—	—	—	—	○	○	—
2.22	5・6号機 残留熱除去系		—	—	—	—	○	○	—
2.24	5・6号機 復水補給水系		—	—	—	—	○	○	—
2.26	5・6号機 原子炉建屋常用換気系		—	—	—	—	○	○	—
2.27	5・6号機 燃料プール冷却浄化系		—	—	—	—	○	○	—
2.28	5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備	原規規発第1410178号 平成26年10月17日	—	—	—	—	○	○	—
2.29	5・6号機 非常用ガス処理系	原規規発第1406251号 平成26年6月25日	—	—	—	—	○	○	—
2.30	5・6号機 中央制御室換気系	原規福発第1308142号 平成25年8月14日	—	—	—	—	○	○	—
2.32	5・6号機 電源系統設備	原規規発第1806212号 平成30年6月21日	—	—	—	—	○	○	—
2.33	5・6号機 放射性液体廃棄物処理系	原規規発第1904126号 平成31年4月12日	—————						
	2.33.1 5・6号機 既設設備		—	—	—	—	○	— （※1）	—
	2.33.2 5・6号機 仮設設備（滞留水貯留設備）		—	—	—	—	○（共通）	—	
2.34	5・6号機 計測制御設備	原規福発第1308142号 平成25年8月14日	—	—	—	—	○	○	—
2.35	サブドレン他水処理施設	原規規発第1907025号 令和元年7月2日	—	—	—	—	—	—	○
2.36	雨水処理設備等	原規規発第1902224号 平成31年2月22日	—	—	—	—	—	—	○
2.42	大型機器除染設備	原規規発第1803266号 平成30年3月26日	—	—	—	—	—	—	○

※1：一部未復旧であり、要求される機能を有していないため

※2：4号設備は取り出しが終了したため対象外

（補足）2019年8月14日までに使用前検査が終了した設備は施設定期検査の対象とする。